

○郡山りよう君 それでは、皆様、御安全に。立憲民主・社民・無所属、郡山りようでございます。今回、初質問でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは、このような質問の機会をいただきまして、感謝申し上げます。

冒頭のちなみに御安全についてですが、私、中小ものづくり労働組合のJAMの出身であると同時に、鉄鋼、重工、非鉄、建設の基幹労連の代表という立場で来ております。と同時に、物づくりの現場の出身です。職場の安全は日々進化しておりますが、どうしても危険と隣り合わせの職場がある中、仲間同士が互いの無事を祈り、御安全にという挨拶を交わしている労使、事業所の皆様が全国にたくさんございます。まさに、厚生労働省が目指す国民の健康と命を守る、まさにびったりの挨拶だと私は思っております。今後冒頭で発していきみますので、どうぞ皆様よろしくお願ひ申し上げます。

さて、私のキャッチフレーズは現場の声で働くを変えようでございます。皆様の現場の声を基に働くに関するあらゆることを変えていこうという思いを込めています。その働くことについて、まず上野大臣にお伺いしたいと思います。

働く時間は人生の多くの時間を占めますが、大臣にとって働くことへの定義や御所見についてお

伺いしたいと思います。お願ひいたします。

○国務大臣（上野賢一郎君）働くことには様々な意味合いがあるかと思っております。単に報酬を得ることのみならず、自己実現であったり、あるいは社会への貢献であったり、様々な目的や意義、それぞれの方が見付けられているというふうに思っております。

私自身は、厚生労働大臣として、やはりお一人お一人の皆さんが多様な働き方を選択できるように、そうした環境づくりに職務として取り組んでまいりたいと考えています。

○郡山りよう君 ありがとうございます。

貢献をしていく、あと、自己実現、多様な働き方ということでございますが、ちなみに、十一月十日放送のBSフジ、プライムニュースで、上野大臣が成し遂げたい政策についての御発言があったかと思えます。この言葉が百年健幸という言葉でございますが、これについて、大臣のこの言葉に込めた思いをお伺いしたいと思います。お願ひいたします。

○国務大臣（上野賢一郎君）テレビ番組の中で百年健幸ということを取り上げさせていただきました。先ほど生稲議員からお話がありましたが、明るい社会保障改革推進議員連盟というのをもう長年やらせていただいております。その中で、百年健幸時代、百年、人生百年時代にあつて、で

きるだけその百年間健康でいられるような、そういった社会を目指したいということ。これまでから活動してまいりましたので、そうした思いを込めてそうした表現をさせていただいたところでございます。これは、今般、高市総理からも指示のありました攻めの予防医療にも通じることだというふうに思います。

攻めの予防医療につきましては、先ほどがん検診のお話もありましたが、がん検診を充実をさせていくこと、あるいは、大腸がん、子宮頸がん等につきましても精密検査の受診率が低いので、そうしたことをしっかり後押しをしていくこと、そうしたことが大事だというふうに思っておりますし、また、委員から先ほど働くというお話がありましたけれども、働く皆様、労働者の皆さんの健康維持ということも当然重要な課題だということ認識をしておりますので、そうしたこと、思いを込めたいと考えています。

○郡山りよう君 ありがとうございます。

働くという人生において多くの時間を費やす意味は、働くの語源であると言われる、はたを楽にすることであるかと思えます。周りを、周囲を楽にするには、その楽をする働く人も健康で安心して働ける労働環境の整備があればこそだと思えます。先ほどおっしゃった、これも本当に健康で働

いていくことも攻めの予防医療の一つではないかと私も同感と思っています。

また、我々よりも幸福度の高いオーストラリアの労働者の方が、我々は休むために働いているのだということをおっしゃっていたそうです。適切な労働時間は、それぞれの労働者の皆さんの余暇を生み、経済活動にも寄与するのではないかと私は考えております。働く人を大切にしたい、しなければならぬというところは、上野大臣、厚生労働省の皆さんも同じ思いだと思っております。

そこでお聞きしたいのが、今回、高市総理から指示がありました労働時間規制の緩和検討の指示についてでございます。

衆参各委員会で各委員から何回も質問されて食傷ごみかもしれません、それだけ世間の関心、影響が大きい、働く人たちの影響が大きい案件でございます。まずは、今回の緩和検討に対する総理からの指示について、まずは上野大臣の受け止めをお願いいたします。

○国務大臣（上野賢一郎君） 総理から今御指摘のありました指示がありました。働き方改革の法律が施行後五年以上経過をしておりますので、厚生労働省としてもこれまでから労働政策審議会等におきまして労働基準関係法制に関する議論を進めていたところであります。

労働時間規制につきましましては、様々な御意見が

あります。人手不足の中で仕事があるのに受注できないであったり、あるいは現在の月百時間の残業は過労死認定ラインであり変更すべきではない、様々な御意見がありますので、今総理からの指示も踏まえまして、総点検として現場での働き方の実態あるいはニーズ、そうしたものをしっかりと把握をさせていただいて検討をさせていただいているところでありますので、そうしたことをこれから深めていきたいと考えています。

○郡山りよう君 ちなみに、この指示を出した理由というか、どこからの要望があつてこの指示に至ったのかというところと併せて、もし総理交代がなければ石破前総理でもこの指示は、確かに五年に一回の見直しはあるんですが、この緩和検討という指示が出される予定であつたのか、お願いしたいと思ひます。

○政府参考人（岸本武史君） お答えいたします。御指摘の総理の御発言につきましましては、様々な御意見を踏まえて発言なさつたものというふうに受け止めております。

雇用者におきましては、時間外労働を上限規制以下の一定の水準で抑制をしております、その結果、更に生活費を稼ぐために本業に伝えずに副業を行う方もおられるといったことも一般に言われるものと承知をしております。

いずれにしましても、労働時間規制につきまし

ては、総理からの御指示も踏まえ、今後総点検として検討を深めてまいりたいと思ひます。

また、働き方改革五年後見直しの検討の審議会における開始は本年一月でございました。石破総理のお考えにつきましましては、仮定に基づく御質問、答弁を差し控えたいと存じます。（発言する者あり）

○委員長（小川克巳君） 上野大臣、補足ありませんか。

○国務大臣（上野賢一郎君） 重ね重ねになりますが、石破前総理がどういうお考えだったかというの、なかなか私の口からも申し上げることはできませんけれども、いずれにいたしましても、局長から今お話がありましたとおり、本年一月から働き方改革関連法の施行後五年以上を経過したことを基にして、様々な議論を進めてまいりましたので、そうした延長、そうした中におきまして、我々としてもしっかり検討を深めたいと、先ほど来申し上げているとおりでございます。

○郡山りよう君 まあ、話題となつた指示にもかかわらず、総理の所信表明にはなかつたですし、でも、一方で、上野大臣の所信には明記され、あとは、自民党さんの日本成長戦略本部の提言には、その言葉も明記がされていなかったんですね。何か曖昧だなと私は思うわけですよ。

で、緩和検討は政府として引き続き指示どおり

検討を行うのか、要は、五年に一回の見直しでも見直すだけで緩和ありきではないと思うんですね。厳しくすることも選択肢であるわけなんですよね。緩和しなければならぬ理由、先ほどもあったんですけど、改めて大臣から、引き続き指示どおり検討を行うのか、あとは緩和しなければならぬ理由も併せて、大臣、お願いいたします。

○国務大臣（上野賢一郎君） 労働時間規制に關しましては、上限規制のほかにも裁量労働制であったり割増し賃金の問題であったり、あるいは勤務間インターバルであったり、様々な制度がありますので、今、その様々な制度について多くの御意見をいただいているところであります。

そうしたものを踏まえてしっかりと議論をする必要があると思いますし、総理からの指示も踏まえながら、現在総点検として現場での働き方の実態あるいはニーズ等を踏まえた検討をさせていただいているところであります。

○郡山りよう君 ちよつと先ほどの、ありがとうございます。質問に戻りますが、大臣は総理に指示の理由というものをそのときに確認したのかどうか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○国務大臣（上野賢一郎君） 総理からの指示、指示ですか。（発言する者あり）

○委員長（小川克巳君） 郡山りよう君。

○郡山りよう君 あつ、済みません。

緩和検討について、理由ですね。なぜ緩和という方向性で至ったのかというその理由を。（発言する者あり）はい、総理に聞いたのかということをお伺いしたいと思います。

○国務大臣（上野賢一郎君） 総理の方から、国会答弁で度々言及されているような問題意識についてはお伺いしております。

○郡山りよう君 その理由は具体的に例えばどのような、改めてお願いしたいんですが、理由について、中身を。

○国務大臣（上野賢一郎君） 例えば、慣れない副業で健康を損なうことがあってはいけないとか、そうした総理が国会答弁でおっしゃっているようなことでございます。

○郡山りよう君 ちよつと曖昧なんです。私は、これ次の質問行くんですが、緩和しても日本経済の成長には余り貢献度合いは少ないと思っっているんですね。次の問いになるんですが、労働投入量は、現状の我が国の経済成長に資するのかということ、資料一、内閣府の中長期の経済財政に関する試算を御覧いただきながら伺っていききたいと思います。

一部に、労働時間の規制緩和による労働力の投入こそ経済成長が目指せるのではないかという論陣があるようです。しかも、労働時間規制が成長を止めている諸悪の根源とまで言っておられる専

門家の方がいらっしゃるんですね。

毎年一月、七月頃に発表される潜在成長率の推移資料を見ると、我が国の現状を考えた場合、労働投入量は、人口減少という構造的な課題により、プラス成長のエンジンになることはできないと記載してあるんですね。三つのケース、過去投影、成長、高成長、三つのシミュレーション、いずれも労働力投入の寄与度だけがマイナスしているんです。

これ、どういうことなのか、内閣府に端的に御説明を伺いたいと思います。お願いいたします。

○政府参考人（多田洋介君） お答え申し上げます。

内閣府が八月に公表いたしました中長期の経済財政に関する試算における潜在成長率に対する労働投入量の寄与度につきまして、まず、過去投影ケースでは、女性と高齢者を中心に労働参加率が一定程度上昇することを想定していますが、生産年齢人口の減少が大きく影響し、マイナスの寄与が拡大していく姿となっております。

また、成長移行及び高成長実現ケースでは、経済成長に伴う労働需要の高まりや多様な働き方の拡大等により、過去投影ケースよりも労働参加が進むと想定しておりますけれども、人口減少、高齢化の影響を相殺できず、労働投入量の寄与は小幅のマイナスとなっております。

○郡山りよう君 これを受けて、上野大臣の御所感というか、要は時間を、労働時間を増やしても成長には寄与しないわけなんですよ。これを受けての大臣の所感をお伺いします。

○国務大臣（上野賢一郎君） 今内閣府の方から御答弁ありましたが、生産年齢人口、これから減少していくわけでありまして。そうした中であつても、やはりこれ、生産性の向上などに取り組むことはやはり非常に大事なことだと考えております。そのためには、やはり労働参加率を高めるなどの取組も必要ではないかなというふうに思います。

現在、最近の動きを見ますと、生産年齢人口の減少が続く中で、女性や高齢者の労働参加の増加はありますが、それと相まって、就業者数と一人当たり労働時間を掛け合わせたマンアワーでの労働投入力が横ばいしないしは微増している傾向も見られますので、今後に向けても、働きやすい労働環境の整備を通じて労働市場に出てこられる方を増やす、そういう観点は大事だというふうに考えています。

○郡山りよう君 確かに、所定内労働時間が下がってはいつているんですね、日本は。ただ、それを、その押し下げているのが短時間労働者の皆さんの増加というところがあるんですね。その方がやはり働きやすい様々な施策があると思うんですね、年収の壁であつたりとか。もっと短時間勤務

の皆さんを働きやすい状況にしていって、その中で、もう働いている人たちにたくさん働かせるんじゃないくて、労働の質を上げていくような、そういった施策をやるべきじゃないかと思うんですね。なので、緩和検討じゃなくて、質を高めるための検討を労政審であつたりとか審議会の中でやっていくというのが私は正しいことだと思つています。

それで、次の問いに行きたいと思つています。その緩和検討に至つたデータの存在についてお伺いします。本会議や予算委員会における総理発言や現データとのギャップと認識についてお伺いしますが、もっと働きたい人がいるという元データの存在について、十一月五日の参議院本会議、立憲、水岡先生の総理答弁内容についてですが、残業代が減つたことによつて、生活費を稼ぐために無理をして慣れない副業をすることで健康を損ねる方が出ることも私自身は心配をしていますとの御発言はどのデータ、エビデンスに起因するものであるか、伺います。

○政府参考人（岸本武史君） お答えいたします。副業されている方の中に、本業先に副業されていることを伝えてなさっている方とそうでない方といつらっしゃいます。また、本業先に副業されていることを伝えていつらっしゃる方の中で、労働時間を申告をなさっている方というのは約二五％に

とどまっているといつたデータもございまして、そういったことから、本業と副業を行っている場合の労働時間や健康の問題について懸念があるといつたことが一つのデータとしてあるところでございます。

○郡山りよう君 資料二では、残業を増やしたい理由として、生活残業の傾向が見受けられるんですね。残業代に頼らないと生活できないことをまずは問題視しなければならぬと思つますし、そもそもその資料の中で九割の人は時間外労働が増えることは望んでいないわけですね。

続いて、資料三の資料にもあるとおり、経済学者の多くの皆さんも緩和に慎重な見方でありまして。まずは、残業しなくても生活できる賃上げの実現のための価格転嫁、適正価格の取引などを通じた人への投資がまず必要ではないかと思つたんですね。又は、時間外割増し率を上げていくことも必要ではないかと思つております。

次の質問なんですが、政府は人手不足の解消方法についても労働時間の規制緩和にその効果を求めているのか、その理由を伺いたいと思つます。

○政府参考人（岸本武史君） 労働時間規制と人手不足の問題の関係でございますが、まず、労働時間規制は、働く方の生命と健康を守りつつ、働く方一人一人が多様で柔軟な働き方ができるようにし、労働参加率向上なども図るものであると考

えております。

また、これまで働き方改革によりまして労働参加が進展するなど、一定の成果もあつたものというふうにご考えております。最近の動きを見ますと、先ほども上野大臣から御答弁されましたとおり、生産年齢人口の減少が続く中で、女性や高齢者の労働参加の増加が見られるといったこともございます。

今後に向けましても、働きやすい労働環境の整備を通じて、労働市場に出てこられる方を増やしていくという、こういった視点は重要であると考えております。そういったことが人手不足といえますか、社会全体でのマンパワーの確保にも貢献する部分があるのではないかとというふうにご考えているところがございます。

○郡山りよう君 そうですね、様々な課題ですよね。短時間勤務の方たちに労働参加をしていただく、あと、正規、非正規の雇用の賃金格差であったり、あとは氷河期世代の人たちがしっかりと働ける環境、あとは短時間の人たちの働き方を阻害している年収の壁とか様々な支援、あと中小企業支援もわかりだと思います。あとは設備投資を促していく、今経産省、御省でもやられている様々な補助金等々をやることで、先ほどの資料一にありましたTFPを押し上げる要素になる。要は労働時間規制を緩和しなくても成長を上げていくよ

うなことができると思いますので、そちらを重点的に検討していくのがいいかと思っております。

次の質問なんですけど、資料四、自民党経済産業部会長である小林先生の記事についてお伺いします。あわせて、資料五も御覧ください。

記事の中で、労働時間規制の在り方について、要は三六協定の未締結事業所は四割あるんだと。協定を結んでいても実際に月四十五時間以上の時間外が行われている企業は僅かだ。直ちに上限規制の緩和ではなく、労働時間の規制緩和ではなく、現状の労働時間法制を正しく理解してもらうことがまず重要だと考えているとあるんですが、この発言について、認識と所感を大臣に伺います。

○国務大臣（上野賢一郎君） それぞれの議員の皆さんがいろんな多様な御意見を持たれているのはそのとおりだろうというふうにご思っております。令和六年に実施をいたしました労働時間制度等に関する実態調査で、確かにいわゆる三六協定を締結しない事業所は四割以上ありますし、また、時間外労働の実態と上限規制との間に相当の隙間があり、上限規制の範囲内で柔軟に働けるようにすべきだという御意見もあることも承知をしております。

以上です。

○郡山りよう君 規制緩和ありきではなく、まず、三六協定締結に向けて、従業員代表制の徹底であ

ったり、あと労働組合の組織率を上げていく、そうした取組も私は必要じゃないかと思えます。

また、労働基準監督官の人数も、ILOが推奨する労働者一人一人に一名に対し、日本は二万人から三万人に一人という状態なんです。監督体制も不十分のまま緩和していいんですか。学生の頃からまたワークルールについて学ぶことも必要なんです。いろんな施策、規制緩和しなくてもたくさんあると思うんですね。それでも、大臣、規制緩和の検討に動くのかというところをお伺いしたいと思えます。お願いいたします。

○国務大臣（上野賢一郎君） 三六協定をめぐる様々な課題であったり、あるいは労働組合の組織率の低下等の課題があるということは承知をしております。そうしたことで、先般も石橋委員との間で御議論もさせていただきましたけれども、例えば過半数代表制の適正な選出等についてもしっかりとやっていくことが必要ではないかなと考えているところがあります。

そうした様々な課題がある中で、繰り返しになって恐縮では、あつ、もちろん学校等での活用、ワークルール教育の充実、これも重要な課題だと認識をしております。

そうした中であつて、やはり緩和の話は、先ほど来申し上げているとおり、いろんな課題があつて、様々な御意見もあるし、いろんな手段、手法

もあるわけでありますので、そうした中で今議論をさせていただいていると、そういうふうにご御解いただければと思います。

○郡山りよう君 是非、規制緩和ではなくて、どうやったら皆さんが健康で働き続けるのかということの検討を進めてもらいたいと思います。

そして、もう時間もないので最後の質問でございます。最低賃金をめぐる課題についてでございます。

資料六を御覧いただきたいと思えます。予算委員会において高市総理は、二〇二〇年代に千五百円を目指すことについて明言を避けました。一方のさきの経済産業委員会において、赤澤大臣の出席の下で、千五百円について継続との旨の回答が政府参考人よりもありましたが、どちらなのか。厚生労働省としては千五百円ということをちゃんと目指すのかということをまず大臣にお伺いしたいと思います。お願いします。

○国務大臣（上野賢一郎君） まず、前提といたしまして、最低賃金の目標自体は維持されていると考えています。同時に、目標を事業者に丸投げをしない、これも高市内閣の基本的な考えだと承知しております。

政府といたしましては、事業者の皆さんが継続的に賃上げできる環境を整える、これがとても重要でありますので、厚労省としても賃上げ支援助

成金パッケージなどによる支援に取り組んでいるところであります。

最低賃金を含むこれまでの政府決定の対応につきまして、総理から賃上げ環境整備担当大臣に指示をされました物価上昇を上回る賃上げが継続する環境整備に向けた戦略の中で、経済動向等を踏まえ今後具体的に検討していく、これが政府の方針だと承知をしています。

○委員長（小川克巳君） 時間が参っておりますので。

○郡山りよう君 分かりました。

主要な国の最低賃金を見ても、日本は、G7の平均は二千二百四十四円ということで、千五百円の目標は高過ぎる目標じゃないと思いますので、まだ地域の、地方の審議会の課題等々もございまして、また引き続き次の場で議論をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。以上で終わります。ありがとうございます。